

○岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 施設の安定した運営を確保し、利用児童の処遇の維持向上及びより高い保育の質の確保を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「公定価格」という。）を踏まえ、特定教育・保育を実施する私立認定こども園に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私立認定こども園 本市内に設置されている、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に定める認定こども園のうち、設置者が岡山市以外であるものをいう。
- (2) 保育教諭等 幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状（教育教員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、保育士として登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する私立認定こども園に勤務する者にあつては、同法第18条の18第1項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第18条の28第1項の登録をいう。以下同じ。）を受けた者（当分の間、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号）附則第6条及び第7条等に基づいて配置される職員を含み、令和12年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者、保育士としての登録のみを受けた者、又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上

の取扱いについて（通知）（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号）の2（3）において示される園児の保育に従事することができる者を含む。）をいい、その他の認定こども園においては、保育士として登録を受けた者（当分の間、岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件を定める条例（平成30年岡山市条例第38号。以下「認定こども園認定条例」という。）第5条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定により配置される職員並びに認定こども園認定条例附則第3項及び第5項に基づいて配置される職員を含む。）又は幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士として登録を受けた者（当分の間、認定こども園認定条例第5条第2項ただし書及び同条第4項ただし書の規定により配置される幼稚園教諭免許状のみを有する者並びに認定こども園認定条例附則第4項に基づいて配置される職員を含む。）をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）基本事業 第5条第1号アからウまでに定める経費支出内容に関して、公定価格を踏まえ、特定教育・保育を実施する事業
- （2）乳児保育促進事業 安定的な乳児保育を実施するため、公定価格の基本分単価における必要保育教諭等の数を超えて、乳児保育に従事する保育教諭等を年度当初から配置し、年度途中利用の需要に対応する事業

（補助事業者）

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、私立認定こども園を設置するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- （1）市税を滞納しているもの
- （2）規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条各号の事業区分に応じて下記のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 社会福祉法人が設置する認定こども園が実施する事業

公定価格により措置される経費を除く特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、事務費（福利厚生費のうち職員の親睦旅行等に要する経費を除く。）、事業費

イ 学校法人が設置する認定こども園が実施する事業

公定価格により措置される経費を除く特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、人件費支出（所定福利費のうち職員の親睦旅行等に要する経費、役員報酬支出及び退職金支出を除く。）、教育研究経費支出、管理経費支出

ウ 社会福祉法人、学校法人以外が設置する認定こども園が実施する事業

公定価格により措置される経費を除く特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、上記ア又はイの内容に類する事業経費

(2) 乳児保育促進事業 乳児保育に従事する保育教諭等の配置に係る人件費（給与、手当、法定福利費相当額）又は人材派遣に係る委託経費（人材派遣業者等に支払う仲介手数料を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 基本事業（第3条第1号） 第5条第1号アからウに掲げる経費のうち、福利厚

生費（所定福利費）に相当する経費は、補助対象経費の15パーセント以内とする。

（2）乳児保育促進事業（第3条第2号）

ア 4月から6月の各月について、公定価格の基本分単価に含まれる保育教諭等及び他の補助事業等の対象となる保育教諭等以外に、乳児保育に従事する常勤の保育教諭等を1名以上配置すること。

イ 市が実施する利用調整に対応可能とするため、乳児の年度途中利用に対してあらかじめ計画的に利用枠を用意していること。

ウ 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の利用児童数が6人以上減少していること。

（補助金の交付申請）

第8条 補助事業者は、規則及びこの要綱に規定する条項の適用を受けることについて同意をした上で、市長が別に定める補助金等交付申請書を、市長の定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、交付申請内訳書、市税を滞納していないことを証明する書類とする。

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第15条ただし書きの規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して10日以内に、市長が別に定める実績報告書に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の交付時期）

第11条 規則第19条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了前に概算払いの方法により交付できるものとする。

2 前項の規定による概算払いは、別表に定める補助年齢区分ごとに定めた児童1名当たりの単価に、補助年度の4月初日利用児童数を乗じたうえ、当該年度の4月から3月までの期間における事業実施予定月数を乗じて算定した金額を補助事業者の請求により交付することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条関係）

基準額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、次の各号により算定された額の合計額とする。

（1）基本事業（1施設当たり）

支援法第19条各号による区分	補助年齢区分	児童1名当たりの単価（月額）
1号認定子ども	満3歳以上児	1,830円
2・3号認定子ども	0歳児	10,070円
	1・2歳児	7,060円
	3歳以上児	5,050円

注1 各月初日の利用児童数に児童1名当たりの単価(月額)を乗じて算定を行う。

注2 私立認定こども園の土地及び建物について岡山市から無償貸与されている施設については、上記表により算定された合計額に100分の85を乗じて得た額（この額に10円の未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（2）乳児保育促進事業

1施設当たり 588,000円（年額）